

関東地方整備局 ICTアドバイザー制度 実施要領

1. 総則

(1) 名称

本制度は、関東地方整備局 ICTアドバイザー制度と称する。

(2) 目的

本制度は、関東地方における ICT施工の普及促進を目的として、施工者や発注者が持つ疑問点や課題などについて、経験者からアドバイス等の支援を行うものである。

(3) 定義

本制度における ICTアドバイザーは、(2)に示す目的に賛同する行政機関、法人または団体のうち、関東地方整備局インフラDX推進本部 ICT施工技術推進部会長（以下「部会長」という。）が認定した者とする。

(4) ICTアドバイザーの活動内容

ICTアドバイザーは、ICT施工等に関する支援を必要とする者（以下「依頼者」という。）の依頼により、以下の分野について助言、技術的指導を行う。

① 「3次元計測関係」

UAV やレーザースキャナー等を含む計測機材を活用した3次元測量に関わる助言、技術的指導。

② 「3次元設計データ作成関係」

3次元設計データ作成に関わる助言、技術的指導。

③ 「ICT 建設機械による施工関係」

ICT建設機械を用いた施工に関する助言、技術的指導。

④ 「3次元施工管理関係」

UAVやレーザースキャナー等を含む計測機材を活用した出来形・品質等の管理に関する助言、技術的指導。

⑤ 「総合マネジメント」

施工計画などの総合的な助言、技術的指導。

⑥ ICT施工の研修・講習会

関東地方整備局及び地方自治体や特殊法人等が実施する研修・講習会等に対する協力。

2. 制度の運用

(1) 募集

I C Tアドバイザーの募集は、公募により行うものとする。

(2) 区分

I C Tアドバイザーの区分は、以下に示す I ～VIの分野とする。

分野 I 3次元計測関係

分野 II 3次元設計データ作成関係

分野 III I C T建設機械による施工関係

分野 IV 3次元施工管理関係

分野 V 総合マネジメント

分野 VI I C T施工の研修・講習会

(3) 資格

I C Tに関する専門知識と I C T施工の技術支援に関する知見を持つ行政機関、法人又は団体とし、以下に示す①～④の条件を満たすものとする。

ただし、申請者が行政機関の場合は、④のみを満足するものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ④ 募集要領に示す期間の工事・業務等において以下に示すいずれかの実績を有すること。
 - ・ 工事又は関連業務における I ～VIの分野の実績（元請又は下請）
 - ・ I C T施工に関するアドバイスや普及・支援活動などの実績

(4) 審査

申請者から提出された申請書類に基づき、I C T施工の助言、技術的指導に関する知見の有無を確認する。

(5) 認定

部会長は審査の結果、ICT施工の助言・技術的指導に関する知見があると認められた者を、ICTアドバイザーとして認定し、認定書を交付する。

(6) 登録

事務局は、認定したICTアドバイザーを、ICTアドバイザー名簿（別紙－1）に登録するものとする。

(7) 公表

事務局は、ICTアドバイザー名簿を公表するものとする。

(8) 技術支援の実施

- ① 依頼者は、関東地方整備局が公表しているICTアドバイザー名簿に記載されている内容に基づきICTアドバイザーを選定し依頼を行うものとする。
- ② ICTアドバイザーは、依頼の内容を確認し技術支援の可否を判断するものとする。
- ③ ICTアドバイザーは、以下の時点において活動を事務局に報告するものとする。
 - ・技術支援の終了（様式－1）

【別紙－2 「依頼者から実施までのフロー」を参照】

(9) 活動の休止

ICTアドバイザーは、2.（3）1）①に該当する場合は、活動を休止するものとする。

部会長は、必要と判断した場合、ICTアドバイザーに活動の休止を求めることができるものとする。

(10) 認定の取り消し

部会長は、ICTアドバイザーが以下に該当する場合に認定の取り消しを行うことができるものとする。

- ・ICTアドバイザーから認定取り消しの申し出があった場合
- ・要領に示すICTに関する助言、技術的指導が実施できないと認めた場合
- ・2.（3）1）②と③に該当した場合

事務局は、取り消されたICTアドバイザーの情報についてICTアドバイザー名簿より削除するものとする。

3. その他

(1) 依頼者の責務

ICTアドバイザーの支援内容に基づき実施した事項に対する責任は依頼者が負うものとする。

(2) 費用負担

- 1) 依頼に基づくICTアドバイザーの活動に要する費用は、ICTアドバイザーと依頼者で協議し決定するものとする。
- 2) 技術支援に対する費用は原則無償とするが、旅費交通費等の必要経費については、ICTアドバイザーと依頼者で決定するものとする。

(3) 機密の保持

ICTアドバイザーは、助言、技術的指導において知り得た情報は適切に管理する。

ICTアドバイザーは、事務局への報告を除き、助言、技術的指導において知り得た情報を依頼者の同意なく利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(4) 雑則

関東地方整備局ICTアドバイザー制度の運用にあたり本要領に定める事項のほか、本要領によらない場合に、部会長が定めることができる。

4. 事務局

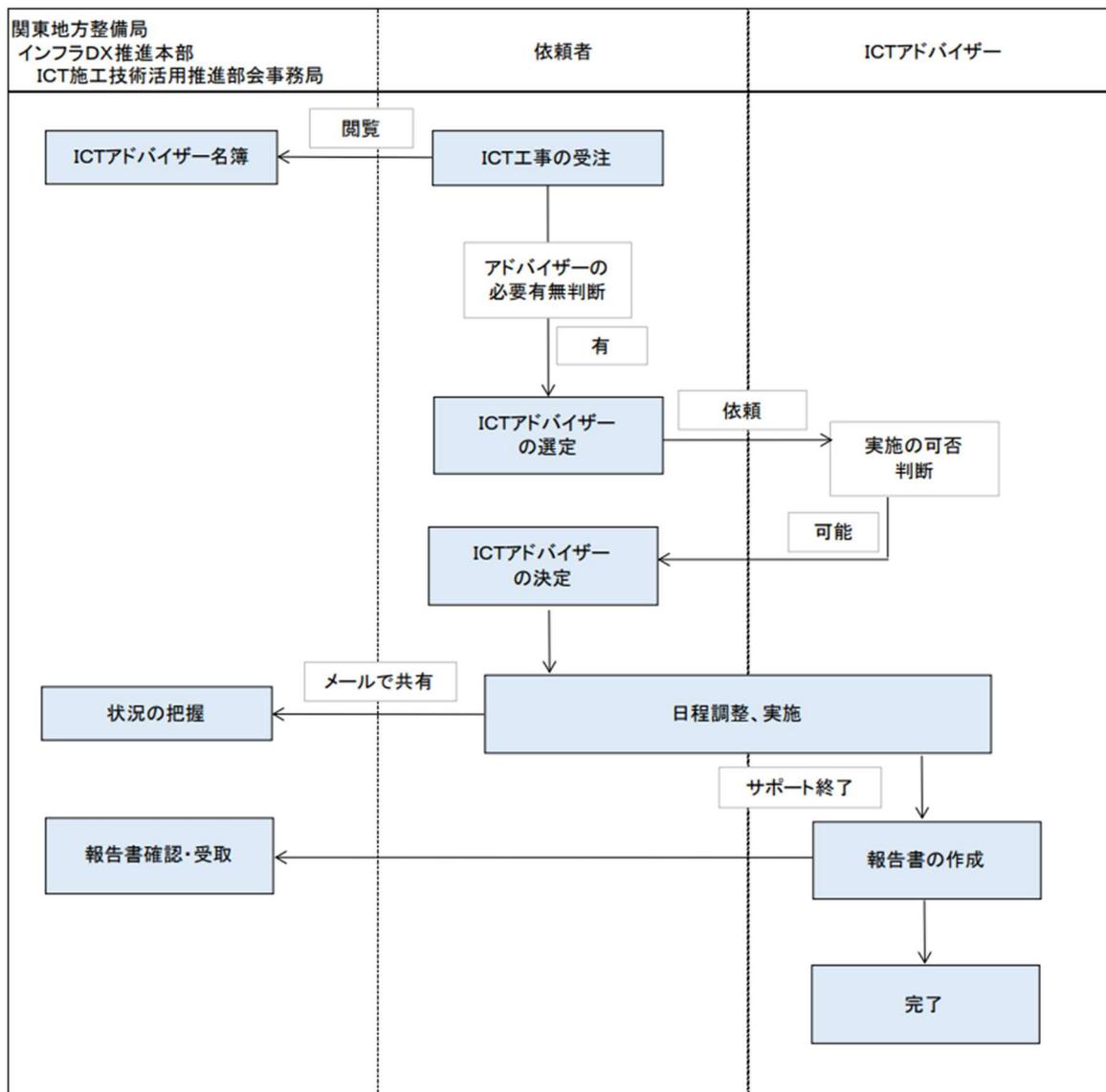
(1) 事務局は、「関東地方整備局インフラDX推進本部ICT施工技術推進部会」事務局とする。

(2) 事務局は、下記の事項について行う。

- ・ICTアドバイザーの募集及び公表等の作業
- ・ICTアドバイザーの実施状況の把握
- ・その他1. (2)の目的を達成するために必要な事項

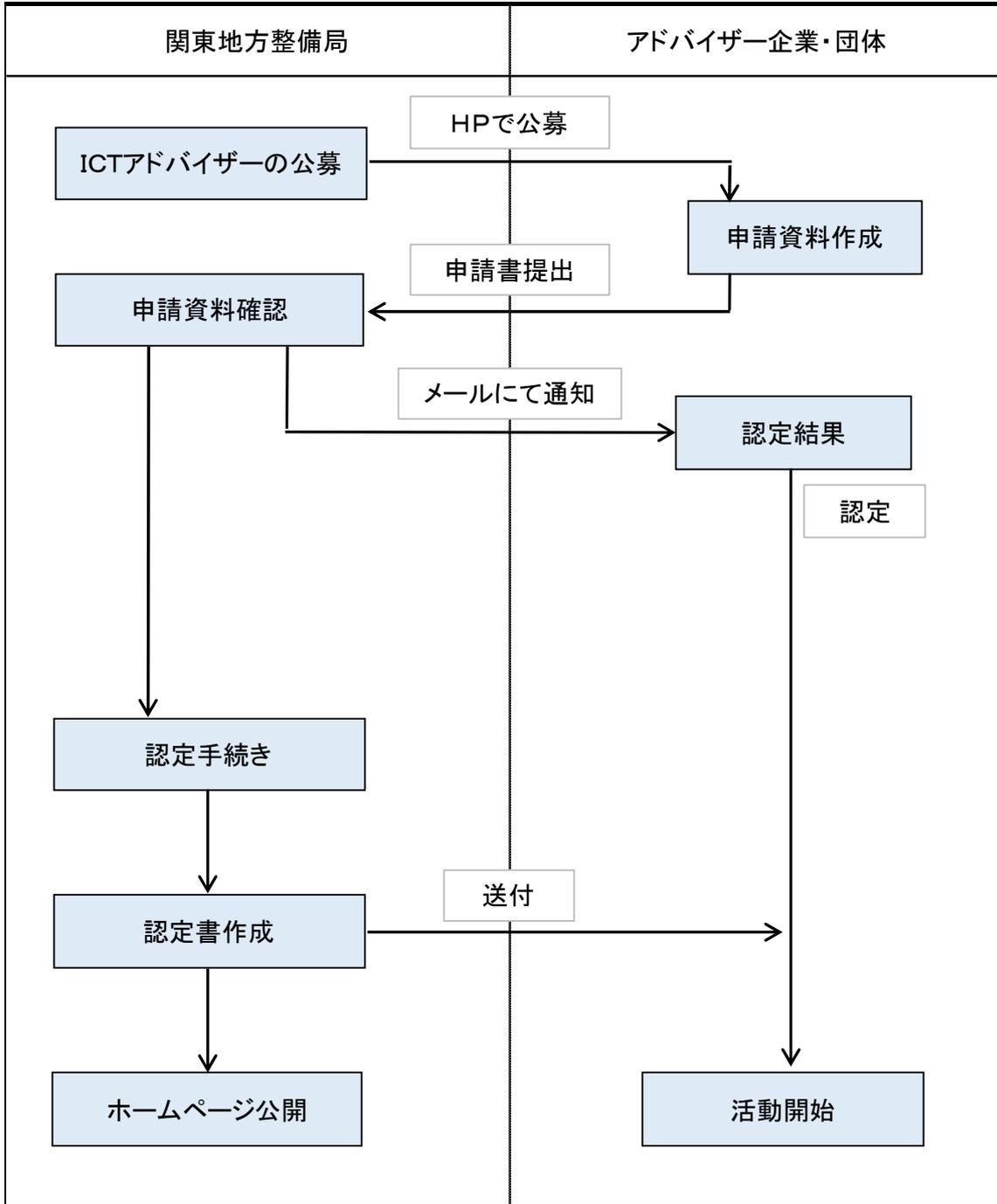
附則 この規則は、令和2年9月30日から施行する。

別紙-2 「依頼から実施までのフロー」



参考「ICTサポート手続きフロー」

別紙-1 「ICTアドバイザー申請手続きフロー」



(様式-1)

関東ICTアドバイザー活動報告書

1 実施日	
2 ICTアドバイザー企業(組織)名	
3 依頼者企業(組織)名	
4 依頼内容	
5 工種	
ICT土工	
ICT作業土工(床堀)	
ICT土工(1000m ³ 未満)	
ICT小規模土工	
ICT法面工	
ICT付帯構造物設置工	
ICT擁壁工	
ICT地盤改良工	
ICT基礎工	
ICT河川浚渫	
ICT砂防土工	
ICT舗装工	
ICT舗装工(修繕工)	
ICT構造物工(橋梁上部)	
ICT構造物工(橋脚・橋台)	
ICTコンクリート堰堤工	
ICT全般	
その他(自由記述)	
6 分野	
3次元起工測量関係	
3次元設計データ作成関係	
ICT建設機械による施工関係	
3次元出来形管理等の施工管理関係	
3次元データの納品関係	
ICT施工の研修・講習会	
総合マネジメント	
BIM/CIM	
全般	
その他(自由記述)	
7 実施状況 形式	
都道府県	
対象人数	
8 活動報告の公開可否	
9 依頼方法	

10 アドバイス及び実施内容

--